

不二越勤勞挺身隊一次訴訟大法院判決

(大法院2024年1月25日判決)

[→HOME](#)

大 法 院

第 1 部

判 決

事 件 2019 다 3226 損害賠償

原告、被上告人 A 外 34 名(別紙原告目録記載の通り)

原告ら訴訟代理人 法務法人へマル 担当弁護士 林宰成 金世恩

被告、 上告人 株式会社不二越

訴訟代理人弁護士 イム・シギユ、ヤン・テクォン

原 審 判 決 ソウル高等法院 2019 年 1 月 18 日宣告 2014 나 58797 判決

判 決 宣 告 2024 年 1 月 25 日

主 文

上告をすべて棄却する。

訴訟費用は被告の負担とする。

理 由

上告理由(提出期間の経過した上告理由補充書の記載はこれを補充する範囲内において)を判断する

1 上告理由第 1 について

原審は、その判示のような理由で、原告らをはじめ本件工場で働いていた勤労挺身隊員の一部分が本件訴訟に先立ち日本で被告に対して訴訟を提起して本件日本判決で敗訴・確定したとしても、本件日本判決が日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法的であったという規範的認識を前提として日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」及び「女子挺身労働令」を韓半島と原告らに適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が含まれる本件日本判決をそのまま承認することは大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反するから、我が国で本件日本判決を承認してその効力を認めることはできないと判断した。

原審判決理由を関連法理と記録に照らして検討すると、原審は、大法院 2018 年 10 月 30 日宣告 2013 다 61381 全員合議体判決の趣旨に従ったものであり、上告理由の主張のように、外国裁判の承認要件として公序良俗に関する法理を誤解したり、判例に違反するなどの誤りはない。

2 上告理由第2について

原審は、その判示のような理由で、原告らが日本国政府と被告の欺罔、懐柔、脅迫等によって勤労挺身隊に志願したり、強制的に動員され、その意思に反して生命や身体に脅威を受ける可能性が非常に高い環境で危険な労働に従事し、給与を全く支給されず、劣悪な寄宿舍等で生活し、外出が制限され、常時監視を受けるなど、自由を抑圧された事実を認めた。

原審判決理由を関連法理と記録に照らして検討すると、原審の判断に上告理由の主張のように証拠なく事実を認定し、必要な審理を尽くさなかったり、採証法則に違反するなどの誤りはない。

3 上告理由第3について

原審は「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」とその付属協定のひとつである「大韓民国と日本国との財産及び請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）により原告らの被告に対する本件損害賠償請求権が消滅したかについて、その判示のような理由で原告らの損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であることを前提に、このような慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれたとは言えないと判断した。

原審判決理由を関連法理と記録に照らして検討すると、原審の判断に上告理由主張のような請求権協定の適用対象及び効力に関する法理を誤解するなどの誤りはない。

4 上告理由第4について

ア 債務者の消滅時効を理由とする抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであるから、客観的に債権者が権利を行使できない障害事由があった場合に債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反する権利濫用として許容されない(大法院 2011 年 9 月 8 日宣告 2009 다 66969 判決等参照)。

イ 原審は、原告らが本件訴を提起した 2013 年 2 月 14 日頃まで、原告らには客観的に損害賠償請求権を事実上行使できない障害事由があったり、その障害事由が解消されたときから相当な期間内に権利を行使したと言うのが相当であり、被告の消滅時効完成の主張は信義誠実の原則に反する権利濫用として許されないと判断した。この部分の原審判決の理由を上記のような法理と記録に照らして検討する。

- 1) 債権者に権利の行使を期待できない客観的な事実上の障害事由があった場合でも、大法院がこれについて債権者の権利行使が可能であるという法律的判断を下した場合、特別な事情がない限りその時点以降はそのような障害事由が解消されたと言うことができる。
- 2) 大法院は 2012 年 5 月 24 日に宣告した 2009 다 68620 判決及び 2009 다 22549 判決

(以下これらを合わせて「2012年判決」という)において日帝強占期に強制動員された被害者らの日本企業に対する不法行為を理由とした損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれなかったという理由から、その請求権は消滅しなかったと判断した。

- 3) しかし、2012年判決宣告以降も請求権協定の適用対象に強制動員被害者らの日本企業に対する不法行為を理由とした損害賠償請求権が含まれるか等については依然として国内外で議論が続けられ、請求権協定の当事者である日本政府は請求権協定により過去の日本政府や日本企業等が関与した反人道的不法行為や植民支配に直結した不法行為による損害賠償請求権も消滅したという立場を依然として固守しており、被告をはじめとする日本企業もこれに同調して賠償を拒否した。このような状況で大韓民国政府は残る司法手続を見守るべきだという以外に特段の公式的な立場表明をしなかった。
 - 4) 2012年判決は破棄差戻の趣旨の判決であり、それによって当該事件当事者らの権利が確定的に認められたものではなく、差戻後の裁判で新たに提出される主張と証拠によっては差戻判決の羈束力も及ばない可能性もあった。このような状況において原告らのような被害者やその相続人としては2012年判決の宣告後も個別に日本企業に対する訴訟を通じて実質的な被害救済を受けることができるかどうかについて依然として疑問をもつ可能性があった。
 - 5) 大法院は2012年判決のうち2009 다 68620事件の再上告審である2013 다 61381事件における2018年10月30日全員合議体判決(以下、「2018年全員合議体判決」という)で、強制動員被害者らの日本企業に対する不法行為を理由とした慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれなかったと判断した上で、同趣旨の差戻審の判断を維持して上告を棄却した。このように2018年全員合議体判決を通じて大法院は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれないという法学的見解を最終的に明確に示した。
 - 6) 結局、2018年全員合議体判決の宣告により初めて大韓国内で強制動員被害者らの司法的救済の可能性が確実に言ったことができる。
 - 7) このような事情をすべて考慮すると、強制動員被害者の相続人である原告らには2018年全員合議体判決が宣告される時まで被告に対して客観的に権利を事実上行使できない障害事由があったと言うのが相当である。
- ウ 原審の理由説示中に一部適切でない部分はあるが、被告の消滅時効完成の主張を受け容れない結論は上記のような理由で受け入れることができ、原審の判断に上告理由主張のような消滅時効に関する法理等を誤解して判決に影響を与えた誤りはない。

5 結論

上告を全て棄却し、上告費用は敗訴者が負担することとし、関与大法官の一致した意

見で主文のとおり判決する。

裁判長 大法官 吳經美

主審 大法官 盧泰嶽

大法官 徐慶桓